

第27回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年10月6日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 分室1-2階 第1会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
4番	大宮	茂男	5番	成嶋	君美
6番	飯野	文夫	7番	坂卷	洋行
8番	石井	マサ子	9番	岡田	英夫
10番	寺島	和彦	11番	村越	等
12番	橋本	英介	14番	平川	徹
15番	染谷	茂	16番	山崎	明久

16名中14名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	友野	博之	18番	小川	克己
19番	栗原	豊	20番	染谷	織恵
21番	大塚	信幸	22番	豊田	佐智子
24番	関根	勝敏	25番	濱嶋	静
27番	林	敏夫	29番	石井	一美
30番	砂川	晴彦	31番	坂卷	儀治

15名中12名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

3番	遠藤	秀生	13番	谷田	貝和代
23番	木村	寿	26番	富澤	英三
28番	飯田	利明			

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 山 本 雅 代

副主幹 柿崎祐一

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第27回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中14名、推進委員15名中12名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは指名をいたします。

成嶋君美委員，坂巻洋行委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，御了承願ひます。

今月の担当は，第３調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，山崎委員長よろしくお願ひいたします。

山崎委員長 農地第３調査会は，去る１０月２日，３日，令和５年度第７回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条２件，第５条５件，主たる従事者証明２件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和５年６月初旬に開催された第２３回総会の議案第１号の４件，議案第２号の５件，及び議案第３号の１２件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

１番について調査結果の報告を，山崎委員長お願ひいたします。

山崎委員長 1番について、御報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が、譲渡人より農業経営を受け継ぎ、耕作を拡大するため、また、●●の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小し、譲受人に農業経営を任せるため、譲渡による所有権の移転を伴う許可申請です。

なお、譲渡は親子による家族間です

申請地は、藤心の畑●●筆、計●●㎡で、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 ●●さんの親は何歳ですか。

山崎委員長 ●●歳です。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番について、御報告します。

調査会資料は、6ページからになります。

本件は、柏市●●に在住の譲受人が、耕作を拡大するため、また、●●の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、柳戸の畑●●筆、合計●●㎡で、●●、●●、●●、●●、●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 譲受人の畑は●●㎡でしょうか。

山崎委員長 はい。

成嶋委員 今まで何を作ってたんでしょうか。

山崎委員長 ●●、●●と、直売所に売るためのものを作ってたそうです。

成嶋委員 市場へは出してないでしょうか。

山崎委員長 市場へ出しているとは言っていませんでした。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番から3番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番から3番について、御報告します。

調査会資料は、9ページからになります。

本件は、所有権移転による、資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は、大井の畑、計●●筆、合計●●㎡です。

農用地及び1種農地に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は市内●●で●●を経営しておりますが、現状使用している資材及び車両置場を貸主へ返すことになり、また事業拡大により、さ

らに広い資材及び車両置場として利用できる場所を探していました。

計画内容として、●●mの砂利敷きとし、敷地境界は既存ブロック●●段から●●段及び新規ブロック●●段により、土砂流失等を防ぎます。

また、道路との間には井溝があるため、ボックスカルバードを新規設置し、出入口は幅●●m、奥行き●●m、厚さ●●mでコンクリート舗装をします。なお、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、土地の境界については、既存及び新規ブロックの設置を行い、雨水等を周囲に流出させないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から3番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

坂巻洋行議員 今回は、前回の隣の場所ですよね。

山崎委員長 はい。

坂巻洋行議員 一応前回の隣のところと会社は違うんですか。

山崎委員長 会社は違います。

坂巻洋行議員 会社は違う、住所は一緒だけど。

山崎委員長 ●●のほうの今借りている資材置場は、●●さんの土地を借りてやっています。会社としては全然違います。

坂巻洋行議員 今回、道路側、一番反対側のほうのくい、何か石ぐいが入っているようです。

山崎委員長 奥ですか。今回の申請にあたっては、図面の計画どおりとなります。

議長 よろしいですか。
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番から3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 4番について、御報告します。

調査会資料は、16ページからになります。

本件は、賃借権による、オートキャンプ場、ドッグラン等への転用許可申請です。

申請地は、布施の田●●筆、●●㎡です。

申請地は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲渡人は、高齢により広大な農地を営農することが困難となっている譲受人からの相談を受け、現状からあまり手をかけずに有効利用できる、オートキャンプ場等の目的において当該地を転用申請したものです。

計画内容は、まず隣接地に影響が出ないように十分にセットバックを行い、道路設置面には単管パイプ及びネットフェンス、ドッグラン入

口には木柱等で●●m高さで囲い，水路側は単管パイプと木材で●●メートル高さで囲います。

敷地内は簡単な整地を行いますが，砂利敷き等はありません。また造成工事や土砂の搬出入も行いません。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，隣接地とは十分なセットバックを取り，土砂等の流出を防ぎます。なお，トイレ等の水回りは，周辺施設を使用することを，貸手側から承諾を受けております。

また，隣接土地所有者等には趣旨を十分に説明し，了承をいただいておりますが，万が一問題が発生した場合は，申請者が責任を持って対処し，解決いたします。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

成嶋委員 トイレ，洗い場は近接の施設等を借りるってありますけども，この近接の施設というのはどこのことを指してるんですか。

山崎委員長 滝川産業のそばの事務所のトイレと，夜は外に仮設トイレがあるので，そこを使わせてもらうそうです。

飯野委員 成嶋委員の御指摘どおり，キャンプだと何人もの人がいるのだから，トイレは大事なものだと思うんですね。

成嶋委員 大体、この場所でキャンプ場というのを利用する人っているんですか。地元だから、ちょっと指摘するんですけども。

山崎委員長 D I Yで自分で車中泊の車を作って、そういう人が泊まるのを狙って。この申請人も、自分でそういうのを作ってやってるそうなんです。それで一応、その場所自体は●●台ということで。

飯野委員 そんな大人数ではないですね。

成嶋委員 では、トイレは、もう問題ないということですね。

山崎委員長 こっちも一応指摘はしたんですが、それで一応なるべくお金をかけずに最初に始めたいという考えで。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

岡田委員 被害防除対策として、汚水、雑排水は発生しないと書いてあるのですが、キャンプやるのに出ないんですか。

山崎委員長 はい。トイレと一緒に水洗い場もそこを借りるそうです。だから、この敷地内には出ない。

成嶋委員 資料にはドッグランって書いてありますが、ドッグランのところに、当然糞尿などが捨てるわけだから、それを雨だとかでそれで流れてということもあるんじゃないでしょうか。

議長 ここの資金計画も、全体でもう●●万ですね。もうやれることは、大したことはできない。

岡田委員 キャンプって、食事作ったら、食品ロスというか、ごみ出ますよね。

山崎委員長 はい。ごみ自体は持ち帰りです。

岡田委員 絶対汚れると思うんですよね。後で問題にならないですか。

成嶋委員 譲受人の家は申請地から近いのでしょうか。

飯野委員 この譲受人が、ここに近いというなら目配りもできるんだらうけど、どのくらい離れているのでしょうか。

酒巻委員 自転車で●●分ぐらいです。

山崎委員長 夜8時頃まではいて、その後は10時ですので、そのときに1回見回りに来て、あとは何かあれば連絡が来れば行けるそうです。

成嶋委員 ほかにこの人は仕事しているのでしょうか。これに専任するのでしょうか。

山崎委員長 他に仕事はしておらず、専任とのことでした。

議長 そのほかございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、4番を承認いたします。
次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 5番について、御報告します。

調査会資料は、22ページからになります。

本件は、農地造成を目的とした、使用貸借による一時転用の許可申請です。

申請地は、片山の田●●筆，●●m²です。

申請地は、農用地であります。本申請が農地造成によるため、不許可の例外事由として許可をするものです。

譲渡人は、柏市において農業適格法人を申請、認定され当該地を購入し、●●の栽培を計画しておりましたが、現状の田のままでは、●●の栽培に支障が出るとのことで、今回の農地造成の申請に至ったものです。

計画内容は、申請地に平均●●m程度の土盛りを行い、畑として造成するものです。また、復土は天地返しで行います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲には、境界から●●m離したところに、●●mの小堰堤を設け、雨水等を外に出さないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 この申請地は、手賀沼改良区の管轄なんですか。

山崎委員長 そうです。

成嶋委員 では、田から畑にした場合に、地区除外金は発生するのですか。

山崎委員長 除外するという話はありませんでした。

成嶋委員 分かりました。

大宮委員 土はどこから持ってくるのでしょうか。

事務局 鎌ヶ谷市の中沢から●●万㎡と、あと柏市大青田から●●㎡ですね。合わせて●●ぐらいを2年かけて運ぶということです。

議長 そのほかございませんか。
はい、どうぞ。

酒巻委員 この譲渡人は、ほかの畑、農地でどんなものを作っているのでしょうか。

山崎委員長 ●●のほうで、●●，●●，●●，いろいろな果物を作っているそうです。

酒巻委員 会社の住所は柏ですね。

議長 新十余二という工業団地の中に、この●●という会社があります。●●さんというのは会長だと思います。●●や●●に農場を持っています。今回は3か所目だと思います。

山崎委員長 柏で●を作って、●●へ送って向こうで売るということです。逆に向こうのものを柏に送って売るということです。

大宮委員 代表取締役が一緒ですものね。

議長 では、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から2番につきましては、関連していますので一括して調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番から2番について、御報告します。

調査会資料は、28ページからになります。

本件は、●●ほかの在住者が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は新富町2丁目の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請理由は、主たる従事者である申出者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 御苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

岡田委員 なぜ申請を2回に分けてあるのでしょうか。

1回では駄目なのでしょうか。

山崎委員長 持ち主が違うので。2通りの申請が必要です。

岡田委員 はい，失礼しました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第4号その1につきましては，●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので，除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第8番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人が戸張新田の田●●筆、大井新田の田●●筆、泉の田●●筆、千間橋の田●●筆、染井入新田の田●●筆、泉村新田の田●●筆、鷺野谷の田●●筆、水道橋の田●●筆、合計面積●●㎡に新規及び継続して賃貸借権及び使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、その1を承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

議長 それでは、御説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第9番は、●●に在住の農業者が岩井の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第10番は、●●に在住の農業者が手賀の畑●●筆、面積●●㎡に新規で貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 御苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

大宮委員 賃借料はどうなっていますか。

議長 使用貸借ということは、ただで貸すということですよ。

大宮委員 ただですか。

農政課 おっしゃるとおりです。使用貸借となっているので、賃料は発生しません。

議長 よろしいですか。

大宮委員 わかりました。

岡田委員 9番のかたは、新規就農の方でしょうか。

農政課 おっしゃるとおり、●●さんは、新規就農で数年前に営農を始めた方です。

岡田委員 今、経営状況は大丈夫でしょうか。生計は成り立っているでしょうか。

農政課 特に経営状態について、難しいとかいう話は聞いておらず、少量多品目で行っているというところまでは、農政課としては把握しております。

岡田委員 はい。

成嶋委員 ●●さん、大体平米数が約●●反ですよ。

議長 はい。

成嶋委員 これ何人でやっているのでしょうか。

農政課 申し訳ないです。そこまではちょっと把握してないです。

石井一美委員 ●●でやっている新規就農の●●さんについて、どうしてただなのか。

1枚は平らなのですが、もう1枚の畑がかなり角度がついてまして、お金になるかどうか分からないような状態なんです。それを管理していただくために、一応ただにしたようです。

貸付者の●●さんという方は、●●の農家の生まれで、近くに家を建てたのですがけれども、相続で畑を持ったのですが自分でできなくて、●●さんに声がかかったと。

それで、やはり管理するに当たって今燃料費も肥料の価格も上がってるといふことで、小島さんのほうも管理していただけるんだったら無料でもいいといふことで、話が進んだみたいです。

それで、今何人でやってるかですけれども、大体は1人ですが、奥さんがたまに手伝いに来て、一緒に出荷の袋詰めとかは手伝っています。

ただ、かなり機械化を進めていっていますので、どのぐらいの収入があるといふのは、ちょっと私もそこまでは聞けませんので、何か相談事があったら、私も地元で作業しますから、相談には乗っています。もっといい畑があればもう少し作りたいといふ要望があって、1町ぐらいにしたいといふことなんですよ。

ただ限度がありますので、そのぐらいにしておいたほうがいいのではないかといふ話はしております。

成嶋委員 作物はどのようなものを作っているんですか。

石井一美委員 キャベツ、枝豆、ブロッコリー、大根、あと葉物類ですね。

成嶋委員 結構手間の食うものだよな。

石井一美委員 千葉東葛のほうにも出荷はしています。あとは、直売所を何か所か持っているはずですよ。

成嶋委員 畑で●●ほどの面積になっていますが、それだけのものを1人でこなせますか。

石井一美委員 100%畑を埋めなくてはいけないといふのがないと思うんで、休ませる畑も当然出てきますよね。

成嶋委員 今の石井さんの話では、もう少し耕作面積を増やしたいといふ話が出てましたよ。

石井一美委員 はい。

成嶋委員 畑で●●やるというのは、本当に1人ではもうほとんど無理な状態ではないでしょうか。

岡田委員 半分の農地は休ませつつやるんじゃないですか。

石井一美委員 真面目に作ってるのは確かですよ。草刈りなどの指導はしていますが、遊休農地のようになると私も肩身が狭いものですから、指導はきちんとやるつもりです。

成嶋委員 はい。

議長 ありがとうございます。では、これからも御指導のほどよろしくお願いします。

そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、その2を承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

御苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、御了解を得たいと思います。

次回の予定を申し上げます。

1 1月1日水曜日、2日木曜日が調査会で、1日は午前9時から、2日は午後1時からです。場所は、1日、2日ともに、分室1の2階、第1会議室です。

担当は、農地第4調査会です。

1 1月9日木曜日が総会で、午後2時から、場所は分室1の2階、第1会議室でございます。

これをもちまして、第27回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

(午後3時10分閉会)